

中種子町における森林環境譲与税の活用について

■活用状況（全体像）

区分	令和元年度～ 令和4年度	令和5年度	計	令和5年度末 時点の活用率	未執行額の活用方針
活用額（円）	9,129,000	5,500,000	14,629,000	66%	R6年度以降、森林経営管理制度意向調査および終了地域等への整備事業補助および林道整備
譲与額（円）	16,730,000	5,498,000	22,228,000		

■令和5年度の具体的な活用状況

区分	事業区分	事業費（円）		事業内容
			うち森林環境譲与税	
森林整備	意向調査	3,586,000	3,500,000	森林所有者へ今後の森林整備についての意向調査を業務委託にて実施。 実施面積：63.35ha
	林道整備	3,740,000	1,900,000	森林管理を行うための林道（十八番線）の補修を実施した。 舗装復旧：A=438.0㎡
人材育成	林業機械 リース支援	162,000	100,000	林業機械導入による労力低減及び作業効率の向上を図ることでの、林業就労環境改善を目的に、高性能林業機械のリース料の補助を行った。
合計		7,488,000	5,500,000	

■今後の実施計画

①森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査

森林所有者を対象にR3年度より実施する「今後の森林整備について」の意向調査（アンケート）と現況調査を継続し、R18年度までに町内全域において調査を実施する。この調査にて森林所有者の明確化と、自身で管理できない森林の管理・整備を林業事業者へ委託するための紹介を行う。



森林管理・整備

②意向調査後の支援

意向調査後、現況調査を行い経営が成立つ森林かどうか判断のうえ、状況に応じ森林環境譲与税を活用した支援を行う。

経営に適した森林：

人工林かつ生育状況が良い、搬出路が確保出来ている。
 ➡林業事業者へ紹介し森林経営計画へ登録し造林事業を実施。
 ☞国・県の補助事業に加え、町が加算し補助する。

上記以外の森林：

☞問題点を確認し、必要に応じた支援策を検討する。
 例：周辺森林との作業の集約化、林道整備など